

伊 健 国 第 1678 号
令 和 8 年 10 月 30 日

公告

伊丹市長 中田 慎也

下記の書類については、その送達をうけるべき者の住所・居所が不明のため地方税法第20条による書類の送達ができないため、地方税法第20条の2及び伊丹市国民健康保険税条例第26条により公示送達する。

送達すべき書類は伊丹市において保管し、いつでも送達をうけるべき者に交付するので担当課まで申し出てください。

記

1. 送達すべき書類の名称 差押調書（謄本） 2 件

2. 送達を受けるべき者の

氏名（名 称）

北村 拓也
